

1 1 観客席

チェックポイント

- ① 車いす用観客席が設置されているか
- ② 車いす用観客席までの経路に段差はないか、幅は十分にあるか
- ③ 観客席の通路に手すりが設置されているか
- ④ トイレの案内が表示されているか
- ⑤ 磁気ループの設置や音による案内があるか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- 一 観客席を設ける場合にあっては、その1以上は、車いす使用者用の席であって次に定める構造のものであること。
 - (1) 1席当たりの幅は85センチメートル以上であり、かつ、奥行きは110センチメートル以上であること。
 - (2) 床は、水平であること。
- 二 観客席を有する居室の出入口から一に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち1以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 幅は120センチメートル以上であること。
 - (2) 高低差がある場合にあっては、「傾斜路」の項(四)の(1)から(5)までに定める構造の傾斜路が設けられていること。
- 三 車いす使用者用の席の床およびこれに至る通路の表面は、滑りにくい仕上げであること。

【整備のポイント】

- ・障害者、高齢者等が出入口から座席まで安全に円滑に移動できるよう配慮します。
- ・障害のない観客と同様に、座席を選択できる可能性を確保する配慮が必要です。

【整備の手引き】

観客席の通路

- ◎ 観客席の出入口から車いす使用者用客席等までの通路は、滑りにくい仕上げとします。
- ◎ 観客席の出入口から車いす使用者用客席等までの通路に高低差がある場合は、スロープを設置します。28 ページ「敷地内にスロープを設置する場合の基準」を参照してください。
- 観客席の通路である階段には両側に手すりを設置することが望まれます。

観客席

- 車いす使用者用客席1席あたりの寸法は、ゆとりあるスペースを確保するため、以下の通りとすることが望まれます。

幅：90cm 以上
奥行き：120cm 以上

- ◎ 車いす使用者用客席の床は、**平らな面とし傾斜は設けない**ようにします。
- ◎ 車いす使用者用客席の床は、**滑りにくい仕上げ**とします。
- 車いす使用者用客席の周囲には、容易に出入りおよび方向転換ができるスペースを設けることが望まれます。
- 車いす使用者用客席のスペースの中またはできる限り近い位置に、同伴者（介護者、付添人等）用の座席を設けることが望まれます。
- 通路側の座席の肘掛は、障害者、高齢者等が利用しやすいように、跳ね上げ式や水平可動式とすることが望まれます。
- 座席番号、行、列等は、大きく、読みやすい色の文字で表記し、わかりやすい位置に取り付けましょう。

音声・視覚による情報設備

- 磁気ループ（聴覚障害者用集団補聴装置）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕・文字情報等を表示する装置を設ける等の配慮をすることが望まれます。
- 視覚障害者に情報が伝わりやすいよう、音声情報案内装置等を設置する等の配慮をすることが望まれます。

案内表示

- 車いす使用者用観客席であることをわかりやすく表示することが望まれます。
- トイレの位置を、わかりやすく、複数表示します。（車いす用／一般用区別して表示）
- 62 ページ「案内表示」を参照してください。